

令和 7 年 11 月 20 日

一般社団法人 日本林業経営者協会

一般社団法人 日本林業経営者協会について

- **設立目的**：持続可能で環境保全に配慮された森林の管理・経営を推進し、日本の森林・林業の発展・農山村の活性化に寄与すること。
- **活動目的**：森林政策等についての提言とそれを実現させるための運動、調査研究、経営講座の開催、国内外への調査研修、機関誌（林経協季報『杣径』）や書籍の発行などの活動を行っている。
- **会員**：林業経営者等
- **会員数**：307 名
（正会員：242 名、替助会員：65 名 令和 7 年 5 月 19 日現在）

1. 暫定任意適用事業の撤廃に対する意見

林業は他産業に比べ労働災害の発生率が非常に高く、林業従事者の労働環境を改善する上で、雇用主が労災保険に加入することの意義は大きい。

労災保険への加入は雇用主にとって極めて重要な責務であり、林業における暫定任意適用事業の撤廃については強く賛同する。

2. 制度改正に伴う課題と要望

（1）周知期間の確保等

制度改正が決定された際には、業界団体として、可能な範囲で対象者への周知に協力していく考えである。しかし、現行制度で暫定任意適用事業の対象となっている事業者（以下「対象者」という。）は、業界団体に未加盟となっており、また、行政との接点も少ないことから、従来の周知方法では十分な効果が得られにくい。このため、要望する。

【要望】 対象者へ確実に周知するため、十分な周知期間を確保すること。

（2）安全教育の徹底

対象者の中には、安全教育を十分に受けておらず、安全意識が低いケースが一定数見受けられる。こうした者の加入により、事故発生件数が増加し、その結果として労災保険率が上昇し、事業者の負担が増えることが懸念される。このため、以下の点について、要望する。

【要望】 事故防止と円滑な施行のため、施行までの準備期間を十分に設け、安全教育を徹底すること。

(3) 事務手続きの簡素化

現行の事務手続き（オンライン含む）は煩雑であり、個人での対応には困難を伴うケースが多い。特に、新規に加入することとなる対象者は事務手続きに不慣れであることから、事務手続きが円滑に進められるよう、以下の点について要望する。

【要望】 労働基準監督署による丁寧かつ継続的な支援体制の構築、申請に必要な書類の統合・省略を含む手続きの簡素化、分かりやすいマニュアルの整備をすること。

(4) 加入手続きに係る地域格差の是正

労災保険に係る事務手続きの煩雑さから、商工会議所等の労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）を利用するケースが多い一方で、近隣地域に事務組合が存在しないため利用できないといった手続きに関する地域格差が存在している。

具体的には、任意加入を希望する者が手続きをしようとしても、地域の事務組合が不存在又は不明で、労基署に問い合わせても案内を受けられないなど、事務組合の不存在や情報不足により、加入が困難と感じるケースが見受けられる。（今回の趣旨からは外れるが、特別加入団体への加入が必要な一人親方についても、同様の事例が生じている。）

事業受注に当たり、労災保険の加入が条件になっている昨今の状況を鑑みると、加入を希望する者が加入困難となっている環境を改善することが必要である。

また、小規模の事業体では、雇用主が労働者と同様の作業を行っている場合があるが、雇用主が加入を希望しても、地域によっては上述の地域格差により労災保険への加入が困難なケースがある。このような現状を改善しなければ、雇用主の理解と制度の浸透は進みにくい。

暫定任意適用事業の撤廃を円滑に進めるためにも、任意加入制度の課題も踏まえた改善が不可欠であり、以下の点について要望、提案する。

【要望】 ・地域格差是正に向けた体制整備及び地域の事務組合等の情報整理を進めること。

・労基署等による全国的に事務手続きを引き受ける事務組合の情報周知といった加入支援体制の強化を図ること。

【提案】 ・各都道府県に設置されている林業・木材製造業災害防止協会に事務組合としての役割を担わせ、支援体制を強化し、地域格差を解消。

・あわせて、同協会が十分な支援機能を果たせるよう、人員体制の強化支援。